

2

請負関連の契約書

プログラム保守契約書

収入
印紙

プログラム保守契約書

㊞ ㊞

〇〇〇〇サービス会社（以下「甲」という。）と株式会社□□□□（以下「乙」という。）は、乙所定の条項に対する甲の合意により成立したソフトウェア使用同意契約（以下「原契約」という。）に関し次の通り保守契約を締結します。

第1条（対象ソフトウェア）

本契約の対象ソフトウェア製品（以下「本件ソフトウェア」という。）は保守契約明細書（1）記載のとおりとします。

第2条（保守サービスの範囲）

本件ソフトウェアの保守サービスの範囲は、以下のとおりとします。

- 1) 本ソフトウェアの不稼働を含む稼働不良に対する技術サービス
- 2) 本ソフトウェアの瑕疵に対する修補
- 3) 本ソフトウェアの運用又は仕様に関する技術情報の提供
- 4) 本ソフトウェアを用いた業務処理効率化に関するコンサルティング

第5条（契約期間）

本契約の期間は、本契約締結日より1年間とします。

ただし、有効期間満了の1か月前までに両者いずれからも解除の申し出がない場合は、本契約はさらに1年間継続するものとし、以降も同様とします。

第6条（料金）

本契約の料金および支払方法は以下のとおりとします。

契約金額	年間保守料	60万円（消費税別途加算）
支払方法	甲は保守契約締結日の翌月末日までに、乙の指定する金融機関の口座に、現金を振り込むものとします。	

本契約が成立した証として本書2通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ各1通を保有するものとします。

平成〇〇年4月1日

甲：〇〇サービス会社 印

乙：株式会社□□□□ 印

ポイント

● 営業者間の契約

① 第2号文書と第7号文書に該当

● バグの修正等の請負契約＝第2号文書

● 継続的取引の基本となる契約書＝第7号文書

② 記載金額60万円＝第2号文書となる

★節税のツボ

第2号文書と第7号文書に該当する場合、契約金額500万円以下なら金額を明示して第2号文書にしたほうがトク